

卒業に係る認定基準

建築・生活デザイン学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目のうち、短大入門講座2単位及び言語教育部門からの2単位を合わせて10単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 入門ゼミナール1単位、発展ゼミナール1単位を修得していること。
 - イ 建築・生活デザインの基礎2単位及び分野別専門教育部門A・B・Cのいずれか1分野のうちから8単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

次の各科目区分の履修要件を満たし、総計 62 単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 総合教育科目

- (1) 短大入門講座（必修科目）は修得しなければならない。
- (2) 言語教育部門のうち、日本語分野から 1 単位以上、外国語分野から 2 単位以上修得しなければならない。
- (3) 総合教育科目から総計で 12 単位以上修得しなければならない。

② 専門教育科目

- (1) 必修科目はすべて修得しなければならない。
- (2) 分野別専門教育部門 A・B・Cのうち、いずれか 1 分野から 10 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 共通専門教育部門及び分野別専門教育部門 A・B・Cのうちから、14 単位以上を修得しなければならない。
- (4) 専門教育科目から総計で 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、許可を受けて他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6 単位を超えない範囲で、専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

③ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の習得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数 62 単位に算入することはできません。

ものづくり・サイエンス総合学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目のうち、短大入門講座2単位及び言語教育部門からの2単位を合わせて10単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 入門ゼミナール1単位及び発展ゼミナール1単位を修得していること。
 - イ 分野別専門教育部門A・B・C・D・Eのいずれか1分野のうちから12単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

次の各科目区分の履修要件を満たし、総計 62 単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 総合教育科目

- (1) 短大入門講座（必修科目）は修得しなければならない。
- (2) 言語教育部門のうち、日本語分野から 1 単位以上、外国語分野から 2 単位以上修得しなければならない。
- (3) 総合教育科目から総計で 12 単位以上修得しなければならない。

② 専門教育科目

- (1) 必修科目はすべて修得しなければならない。
- (2) 分野別専門教育部門 A・B・C・D・Eのうち、いずれか 1 分野から合計 16 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門教育科目から総計で 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、許可を受けて他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6 単位を超えない範囲で、専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

③ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の習得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数 62 単位に算入することはできません。

生命・物質化学科

1 卒業見込証明書発行要件

卒業見込証明書は、次の要件を満たすことにより発行可能となります。

① 2年次前学期

1年次終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目から6単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目から16単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計26単位以上を修得していること。

② 2年次後学期

2年次前学期終了時に、次の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 1年半以上の修業年数を有すること。
- (2) 総合教育科目のうち、短大入門講座2単位及び言語教育部門からの2単位を合わせて10単位以上を修得していること。
- (3) 専門教育科目について、次の要件を満たしていること。
 - ア 入門ゼミナール1単位、発展ゼミナール1単位を修得していること。
 - イ 2年次前学期に開設された必修の実験科目2科目4単位及び分野別専門教育部門A・Bのいずれか1分野のうちから8単位以上を修得していること。
 - ウ ア及びイの修得単位を含めて、24単位以上を修得していること。
- (4) (2)及び(3)の修得単位を含めて、合計44単位以上を修得していること。

③ その他

①及び②の修得単位には、サマーセッション（夏季集中授業）及びスプリングセッション（春季集中授業）における修得単位を含むものとする。

2 卒業要件

次の各科目区分の履修要件を満たし、総計 62 単位以上を修得することにより卒業が可能となります。

① 総合教育科目

- (1) 短大入門講座（必修科目）は修得しなければならない。
- (2) 言語教育部門のうち、日本語分野から 1 単位以上、外国語分野から 2 単位以上修得しなければならない。
- (3) 総合教育科目から総計で 12 単位以上修得しなければならない。

② 専門教育科目

- (1) 必修科目はすべて修得しなければならない。
- (2) 分野別専門教育部門 A・Bのうち、いずれか1分野から 10 単位以上を修得しなければならない。
- (3) 専門教育科目から総計で 32 単位以上修得しなければならない。

ただし、許可を受けて他学科に開設された専門教育科目を履修して修得した単位については、6 単位を超えない範囲で、専門教育科目選択科目の履修により修得したものとみなす。

③ 補充教育科目

高等学校までに学ぶ数学の内容の習得が不十分だと感じている人、修得したはずだが内容を忘れて自信がない人等は、補充教育科目の履修を推奨します。ただし、補充教育科目は卒業に必要な総単位数 62 単位に算入することはできません。